



医療措置協定について

神奈川県 健康危機・感染症対策課
令和8年度

新型コロナウイルス感染症対応時の課題

「感染症病床だけでは受け入れ切れなかった」

「医療体制が十分に確保できなかった」

「自宅や宿泊療養施設での療養が必要なケースが急激に増大する中、
自宅等で症状が悪化して亡くなる方がいた」

≫≫ **自宅等での健康観察や訪問診療等の必要性が増加**

感染症法の改正 (令和4年12月改正、令和6年4月施行)

令和6年度～

「医療措置協定」という仕組みが法定化

1、制度の背景

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）

第三十六条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「**医療措置協定**」という。）を締結するものとする。

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

第十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
三 都道府県等における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策
1 都道府県等は、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者への委託等や市町村(保健所設置市等を除く。以下この第十一において同じ。)の協力を活用しつつ外出自粛対象者の健康観察の体制を確保することが重要である。

（令和6年3月）

「神奈川県感染症予防計画」を改定

（感染症予防計画とは、感染症法第10条により、感染症の予防の総合的な推進を図るために策定する基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの）

神奈川県感染症予防計画【概要版】(神奈川県感染症予防計画【概要版】より一部抜粋)

改定のポイント

- 新興感染症への対応の強化
- 医療機関が講ずべき措置等について、あらかじめ**関係医療機関等と協定を締結**

計画の概要

新興感染症 発生時の対応

- **平時から**、病床確保、発熱外来、**自宅療養者等への医療の提供、後方支援等に関する医療措置協定を締結**し、必要な医療提供体制を確保
- **新興感染症の発生時**、まずは**感染症指定医療機関を中心**に対応し、新興感染症の発生の**公表後は協定指定医療機関も加わり**、順次対応を強化
- 医療体制のひっ迫等を防ぐための宿泊施設の確保、**外出自粛対象者の療養生活の環境整備**、新興感染症の業務に対応可能な保健所体制の確保を推進

医療措置協定の目的

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に、県の要請に基づき医療機関等(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所)が必要な措置を迅速かつ適確に講ずることで、医療提供体制を確保すること

平時から「医療措置協定」という仕組みを構築することで、
感染症発生・まん延時に柔軟に対応できる医療提供体制を確保

2、医療措置協定の内容

県と医療機関等間で医療措置協定を締結



協定を締結した医療機関等は、
国において**新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから、
新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間**
(新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間)、
県の要請により、
締結した**協定内容(自宅療養者等への医療の提供等)**に基づき医療を提供します

2、医療措置協定の内容

医療措置協定内容と対象機関

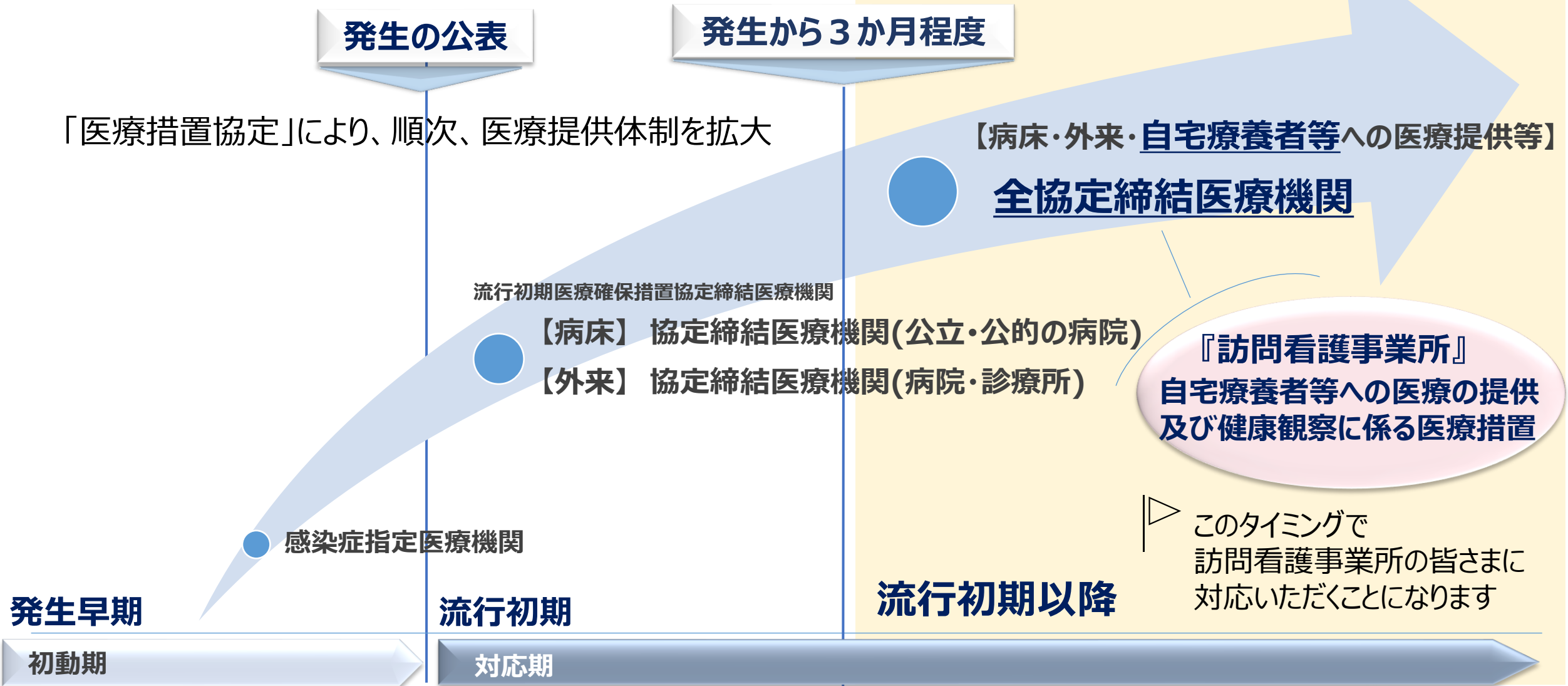
＜締結対象となる医療機関＞ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所

医療措置協定 内容 対象機関	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療の提供	後方支援	人材派遣
病院	○	○	○	○	○
診療所	○	○	○		
薬局			○		
訪問看護事業所			○		

有事において、訪問看護事業所の皆さまには、
自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を提供いただきます

2、医療措置協定の内容

< 医療提供体制の拡大のイメージ >



2、医療措置協定の内容

■ 協定締結によるご依頼事項

発生・まん延時における対応

 流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）



自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置（※）

- ・自宅療養者等への医療の提供（新興感染症患者に対する訪問看護等）や健康観察、療養上の管理及びその療養に伴う看護等、必要な医療措置を提供いただきます

（※）協定を締結し、第二種協定指定医療機関として県知事から指定を受けると、
新興感染症の発生・まん延時に実施する当該医療について、**公費負担医療の対象**になります

（スライドP14参照）

このための備えとしてお願いすること

2、医療措置協定の内容

■ 協定締結によるご依頼事項

平時における取組

研修・訓練の参加と対応の流れの点検

感染症対応力の強化
事業継続力の向上

年1回以上、本協定の実施にかかわる医療従事者等に対して、**次の2点**について準備を行うことに努めていただく

- ① 研修及び訓練：研修や訓練を実施する
または、外部機関が実施する研修や訓練に参加させること
- ② 点検：措置の実施についての**対応の流れを点検**すること

 本県では、協定締結訪問看護事業所向けに**研修、訓練**を実施しています。
こちらにご参加いただくことで、上記要件を満たします。

ご好評をいただいております

- ・ 研修では、感染症対応に役立つ講義のほか、個人防護具着脱等実技演習も行います
- ・ 訓練では、情報伝達訓練を行い、有事の対応を点検いただいております

2、医療措置協定の内容

■ 協定締結によるご依頼事項

平時における取組

個人防護具の備蓄

2か月分の使用量を目安として備蓄に努める

・サージカルマスク ・N95マスク ・アイソレーションガウン・フェイスシールド ・非滅菌手袋

職員のみなさまの
安全確保の視点においても重要

各医療機関において、個人防護具の備蓄(備蓄量は2か月分の使用量を推奨)に努めていただきます
費用は医療機関負担ですが、
国において補助等が創設された場合は、県から予算の範囲内で補助を行います



協定に基づく措置の実施状況等の報告

【G-MIS利用】

有事：措置実施状況等を随時 平時：運営状況等を年1回

年次調査報告依頼は、
例年11月下旬頃を予定
県からメールでお知らせします

協定に基づく措置の実施の状況及び

当該措置に係る当該医療機関の運営の状況、個人防護具の備蓄量等その他の事項について、
県から報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告していただく必要があります

3、現在の協定締結状況と今後へ向けて

神奈川県感染症予防計画【概要版】（神奈川県感染症予防計画【概要版】より一部抜粋）

改定のポイント

- 体制の確保に当たり、まずはこれまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組み、医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等について、

流行の段階に分けて**数値目標を設定**

新興感染症発生時の体制確保に係る数値目標

	流行初期	流行初期以降
確保病床数	980床	2,200床
発熱外来機関数	350機関	2,200機関
自宅療養者等への 医療提供機関数	—	医療機関 900機関 薬局 1500機関 訪問看護 200機関
後方支援を行う医療起案数	69機関	
派遣可能な医療人材数	—	医療担当従事者900人 予防等業務関係者 300人
検査体制（実施件数）	—	20,000件/日
宿泊療養体制		2,900室

3、現在の協定締結状況と今後へ向けて

自宅療養者等への医療の提供を行う機関数
【 訪問看護事業所 】

計画目標値	締結数
200機関	199機関

令和8年6月1日現在

協定締結数は、初年度令和6年5月224機関、令和7年9月201機関、現在、199機関

- ▶ 本県では医療措置協定の理解促進へむけた情報発信、周知啓発協定締結機関の拡充に努めていきたいと考えています

3、現在の協定締結状況と今後へ向けて

皆さまとご一緒に、
感染症に強い神奈川県を目指して



新興感染症等発生時の地域医療体制の確保、
協定の締結にご理解とご協力をお願いいたします

- 医療措置協定締結手続きについて
神奈川県HPからweb申込みで完了



- ご連絡・お問合わせ先

神奈川県健康医療局保健医療部健康危機・感染症対策課

新興感染症対策グループ担当直通電話番号

045-210-4615

お問い合わせフォーム



お気軽にご相談ください

協定を締結し、**第二種協定指定医療機関**として県知事から指定を受けると、新興感染症の発生・まん延時に実施する当該医療について、**公費負担医療の対象**になります

■ 第二協定指定医療機関とは

協定を締結した機関のうち、

『**自宅療養者等の対応を行う医療機関**』は、**指定基準を満たす場合**、感染症法第6条第17項の「**第二種協定指定医療機関**」として、**県知事から指定を受けます**

≫≫ **第二種協定指定医療機関が提供する在宅医療(自宅療養者等への医療) (※) は、公費負担医療の対象**となります。

(※) 在宅療養者における療養上の管理及びその療養に伴う看護を含む